



4 前二項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 雜則

### (自転車の日及び自転車月間)

**第十四条** 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

**第十五条** 國土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に對し、表彰を行うことができる。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

**第二条** 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

**第三条** 政府は、自転車の運転に關し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によつて人の生命又は身體が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。